

(1) 貸借対照表及び損益計算書

報告規則では、貸借対照表及び損益計算書の様式及び勘定科目については定められていないが、この趣旨は貨物自動車運送事業法が事業規制の緩和を目的としたことにかんがみ、貸借対照表及び損益計算書についても、一般に公開妥当であると認められる会計の原則に従う限り、事業者において任意に作成することとしたものである。

具体的には以下のとおりである。

- ① 商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）により作成することを原則とする。^{*1}
- ② 証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（同省令の取扱要領を含む。）により作成したものでもよい。

※ 提出する貸借対照表及び損益計算書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とする。

※ 各様式中の事業者番号は、事業者において記載を要しない。

(2) 事業概況報告書（第1号様式）

- ① 年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ② 経営規模、主な株主並びに役員各欄は、当該事業年度末現在のものを記載する。
- ③ 資本の額又は出資の総額の欄は、株式会社にあつては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつては出資の総額を記載する。
- ④ 発行済株式総数の欄は、株式会社以外の有限会社等は記載しない。
- ⑤ 主な株主の欄は、所有株式の多い順に五名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率（%）でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑥ 役員各欄は、取締役（理事）及び監査役（監事）等の役職名（代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その地の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。）、氏名、常勤・非常勤の別を記載する。
- ⑦ 経営している事業の欄の事業の名称は、当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。

*1 適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）」は「会計計算規則（平成18年法務省令第13号）」になった。

例えば、一般貨物自動車運送事業はもとより貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する。

- ⑧ 従業員数の欄は期中の平均従業員を記載する。従業員数には、役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が二以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。なお、一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、第3号様式の支払い延人員（人月）の合計値を12で除したものと等しくなる。
- ⑨ 営業収入（売上高）構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率（%）で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

（3）一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）

各科目に計上されるべき収益、費用は次のとおりである。なお、一般貨物自動車運送事業とその他の事業とに関連する収益又は費用については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」（平成2年11月29日貨経第44号、貨陸第133号）^{*1}により算出した一般貨物自動車運送事業に係る収益又は費用を計上すること。

<営業収益の部>

- ア. 運送収入 一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ①貨物運賃 貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬季割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
- ②その他 集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ. 運送雑収 品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

<営業費用の部>

- ア. 運送費 営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ①人件費 一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費^{*2*}
- ②燃料油脂費 事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
- ③修繕費 事業用自動車、建物その他の事業用固定資産（運送事業の現業部門に係るもの

*1 「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」は（5）を参照。

*2 詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）の取扱要領」を参照。

*3 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

に限る。以下同じ。)の修繕に係る費用

- ④減価償却費 事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
- ⑤保険料 自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料
- ⑥施設使用料 事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、⑦に該当するものを除く。
- ⑦自動車リース科 事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」(平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号)によることとなっているので注意を要する。
- ⑧施設賦課税 一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
- ⑨事故賠償費 事故による見舞金品、慰謝料、弁償金等
- ⑩道路利用料 有料道路を利用する場合に支払う料金
- ⑪フェリーボート フェリーボートを利用する場合に支払う料金利用料
- ⑫その他 旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等
また、貨物自動車利用運送に係るいわゆる下請費等、他社の事業者を支払った費用を運送費のその他の内数として括弧書きで明記すること。

イ. 一般管理費 本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用

- ①人件費 役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
- ②その他 管理部門に係る減価償却費、保険料、施設使用料及び施設賦課税並びに広告宣伝費等

<営業外収益の部>

- 営業外収益 営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
- ①金融収益 営業活動に附随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
- ②その他 流動資産売却益(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差益)、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

<営業外費用の部>

- 営業外費用 営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
- ①金融費用 支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
- ②その他 流動資産売却損(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差損)、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

(4) 一般貨物自動車運送事業人件費明細表 (第3号様式)

この人件費明細表は、運転者及びその他の運送関係の職種の人件費及び役員、本社事務員等の一般管理費に属するものの人件費について、それぞれ給料・手当、賞与等の人件費の内訳及び支給対象となった従業員の年間延人員等を記載するものである。

なお、他の事業を兼営している場合の一般管理費に属する各項目については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」^{*1}等により各事業に適正に配分した上で一般貨物自動車運送事業に係る人件費を記載すること。

- ①役員報酬 取締役、監査役等に支払う報酬。
- ②給料・手当 賃金として毎月従業員に支払われるもの。
- ③賞与 夏季、年末、年度末等に支払われる臨時的給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④小計 給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤支給延人員 給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員（人月）。
- ⑥退職金 従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額。
- ⑦法定福利費 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分。
- ⑧厚生福利費 医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等。
- ⑨臨時雇賃金 臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩雇用延人員 臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員（人日）。

*1 「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」は（5）を参照。

(5) 貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産(無形固定資産及び投資等を除く)は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定時等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

I. 収益

営業外収益 営業収益の比率

II. 費用

1. 営業費

(1) 運送費

イ. 人件費 : 従業員の実働人日数の比率。但し技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ. 燃料油脂費 : 当該事業在籍車両の総走行キロの比率^{*1}

ハ. 修繕費

事業用自動車 : 総走行キロの比率。但し外注修繕費、部品費等については当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他 : 期末有形固定資産額(車両及び土地を除く。)の比率

ニ. 減価償却費

事業用自動車 : 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他 : 期末有形固定資産額(車両及び土地を除く。)の比率

ホ. 保険料 : 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヘ. 施設使用料 : 実在延日車数の比率

ト. 自動車リース料 : 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ. 施設賦課税 : 期末有形固定資産額(車両及び土地を除く。)の比率

事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

リ. 事故賠償費 : 当該事業に係る実額

ヌ. 道路使用料 : 当該事業に係る実額

ル. フェリーボート利用料 : 当該事業に係る実額

ヲ. その他 : 輸送トン数(作業トン数)の比率

*1 「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

(2) 一般管理費

運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2. 営業外費用

- イ. 金融費用：{営業費(減価償却費を除く)の比率+期末有形固定資産額の比率}×二分の一
- ロ. その他：営業費（減価償却費を除く）の比率

III. 固定資産

1. 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分（営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率）×二分の一
2. 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとへの配分
 - イ. 車両
 - 事業用自動車：当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率
 - その他：実働延日車数の比率
 - ロ. 建物
 - 営業所等現業関係の建物：輸送トン数(作業トン数)の比率
 - その他：従業員比率
 - ハ. 構築物：輸送トン数(作業トン数)の比率
 - ニ. 機械装置：輸送トン数(作業トン数)の比率
 - ホ. 工具・器具・備品：輸送トン数(作業トン数)の比率
 - ヘ. 土地：輸送トン数(作業トン数)の比率
 - ト. 建設：仮勘定前記各号に準ずる。

(注)

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1. 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額
2. イに掲げる事業者（兼業する事業の無いものを含む）は、ロに掲げる金額
 - イ. 事業年度終了の日において、投融資額^{*1}が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者
 - ロ. 金融収益・・・投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用・・・{(期首投融資額+期末投融資額)×二分の一}×実績借入金利率

*1 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。